

## 1. はじめに

平成 20 年 6 月に施行された改正地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 6 条の 2 の規定により、地方公共団体では、その設置する幼稚園、小学校、中学校等の校舎及び屋内運動場等について、耐震診断を実施し、その結果を公表することが義務付けられています。

八尾市教育委員会ではこれまで、八尾市立学校園施設の耐震診断及び耐震補強工事等を実施してまいりました。このたび、平成 27 年度末現在の耐震診断結果及び耐震補強工事等の実施状況がまとまりましたので、公表いたします。

## 2. 一覧表の見方

### (1) 構造について

※表中「構造」に係る用語の意味については、以下のとおりです。

- ・「RC」 : 鉄筋コンクリート造の建物。
- ・「S」 : 鉄骨造の建物。

### (2) 耐震区分及び耐震基準等について

区分 (*1)	耐震性能	判定基準	構造耐力上主要な部分(*2)の地震に対する安全性
A	(1) 新耐震基準 (*3) により建設したもの	I s 値 (*4) 0.6 以上	地震の振動及び衝撃に対して被害を受ける可能性が低い
	(2) 耐震診断の結果、新耐震基準と同等の耐震性を有するもの		
	(3) 耐震診断の結果を踏まえ、耐震改修したもの		
B	耐震診断の結果、新耐震基準と同等の耐震性能に満たないもの	I s 値 0.3 以上 0.6 未満	地震の振動及び衝撃に対して被害を受ける可能性がある。
C		I s 値 0.3 未満	地震の振動及び衝撃に対して被害を受ける可能性が高い。

(\*1) 区分 : 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な指針」(平成 18 年国土交通省告示第 184 号) による区分。

(\*2) 構造耐力上主要な部分 : 柱・壁・梁などで、建築物の自重や積載荷重又は地震などの振動や衝撃を支えるもの。

(\*3) 新耐震基準 : 昭和 56 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法施行令に基づく耐震基準。昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けた建物はこの耐震基準を満たしていることになる。

(\*4) I s 値 : 建築物の耐震性能を表す指標。(構造耐震指標)

### (3) その他

文部科学省では、「学校施設耐震化推進指針」(平成 15 年 7 月策定)において、学校施設の耐震性能として、I s 値 0.7 以上の安全性を求めています。したがって、本市では、上記区分の「A」の内、I s 値が「0.6 以上 0.7 未満」の施設については、耐震補強工事等を実施する予定です。